

決定 17/CP.7 (12 条)

京都議定書 12 条に定められる CDM のための方法および手順

締約国会議は、

CDM の目的は条約非附属書 I 締約国が持続可能な開発を達成して条約の究極的目標に貢献するのを援助し、附属書 I 締約国が京都議定書 3 条におけるその数量排出制限および削減約束遵守を達成するのを援助することであると定めた京都議定書 12 条を思い起こし、

ブエノスアイレス行動計画の実施に関するボン合意に盛り込まれた決定 5/CP.6 についても想起し、

決定 2/CP.7、11/CP.7、15/CP.7、16/CP.7、18/CP.7、19/CP.7、20/CP.7、21/CP.7、22/CP.7、23/CP.7、24/CP.7、38/CP.7 を意識し、

CDM 事業活動がホスト締約国の持続可能な開発の達成に役立つかどうかを確認するのはホスト締約国の特権であることを確認し、

附属書 I 締約国が 3 条 1 項における約束の達成に原子力施設から生じる認証排出削減量を使用することを差し控えるべきことを認識し、

地域・準地域レベルでの CDM 事業活動の公平な地理的配分促進の必要性を念頭に置き、

附属書 I 締約国による CDM 事業に対する公的資金供与が政府開発援助の流用となつてはならず、附属書 I 締約国の資金的義務とは切り離されてそれに組み入れられることがあってはならないと強調し、

CDM 事業活動が条約 4 条 5 項と京都議定書 10 条で求められているものに加え、環境的に安全で健全な技術とノウハウの移転につながるものでなくてはならないということをさらに強調し、

CDM 事業活動が京都議定書の 12 条 5 項 (c) の追加性クライテリアに則しているかどうかを評価するための、信頼でき透明性のある、そして保守的なベースラインの設定において特に、事業参加者と認定された運営機関に対しガイダンスを与える必要性を認識し、

1. 後述の附属書 (Annex) にある方法と手順を採択することで、CDM の早期開始を促すことを決定する。
2. この決定のため、方法と手順に関する後述の附属書 (Annex) にある通り、締約国会議は COP/MOP の役割を担うべきことを決定する。
3. 理事会のメンバーシップへの指名を呼びかける。
 - (a) CDM の即時開始を促すため、条約締約国の中から、現在のセッションにおいて締約国会議議長に提出すべく、COP がその会合で理事会メンバーを選出することを目して；
 - (b) 京都議定書が発効したら、CDM 理事会メンバーのうち議定書を批准ないしそれに加盟していない国家の出身者は、同じ選挙区から指名された新しいメンバーと交代すべきこと。このような新メンバーの選出は、COP/MOP 第 1 回会合で行われるべきこと；
4. COP/MOP の立ち上げ前には、理事会および任命された運営機関は、後述の附属書 (Annex) にある通り、CDM の理事会および任命された運営機関と同様の方法で運営を行うことを決定する。
5. 理事会はそのメンバー選出後即座に第 1 回会合を召集すべきことを決定する。
6. 第 8 回締約国会議会合まで、理事会はその作業計画の中に以下の業務を含めることを決定する：
 - (a) その手順規則を作成・承認し、COP に対し採択を提言する。それまでは草案規則を適用する。
 - (b) 暫定ベースで、運営機関を認定・任命し、その任命は第 8 回締約国会議会合まで待つ。
 - (c) 以下のような小規模 CDM 事業活動用に簡便化した方法および手順を作成し、第 8 回会合で締約国会議に提言する：
 - (i) 最大発電容量 15 メガワット相当までの再生可能エネルギー事業活動 (ないしそれに代わる適切なもの)、または；
 - (ii) 供給サイドおよび/ないし需要サイドにおいて、年間 15 ギガワット相当までのエネルギー消費削減となるエネルギー効率向上事業活動
 - (iii) 排出源による人為的排出量を減らし、且つ直接排出量が二酸化炭素換算で年間 15 キロトン未満となるその他の事業活動
 - (d) 後述附属書 (Annex) の附属書 (Annex) C など関連の案件についての提言を、締約国会議第 8 回会合による検討に供すべくまとめる。
 - (e) 方法論的および科学的問題に関する SBSTA との協力を追求していくための方法を見極める。
7. 以下を決定する：

- (a) 12条に基づく土地利用、土地利用変化および林業活動の適格性は、植林および再植林に限定される。
 - (b) 第一約束期間については、12条に基づき適格とされる土地利用、土地利用変化および林業活動による締約国割当量への追加合計は、当該締約国の基準年排出量の1%の5倍を超えてはならないこと。
 - (c) 将来の約束期間における12条に基づく土地利用、土地利用変化および林業活動の扱いは、第二約束期間についての交渉の一部として決定されるべきこと。
8. 委託事項と、下記9項に言及されている締約国からの意見提出などをもとに以下の10項(b)に基づき行われる作業予定について提言することを目的として、SBSTA16回会合に先立ち、ワークショップを編成するよう事務局に求める。
9. 上記8項に言及されたワークショップの編成に対し、2002年2月1日までに事務局に意見提出を行うよう、そして委託事項と、下記10項(b)に基づいて行われる作業予定について意見を表明するよう、締約国に呼びかける。
10. SBSTAに対し以下のことを求める。
- (a) 上記8項に言及されたワークショップの結果などを考慮に入れ、委託事項および下記項(b)に基づき行われる作業予定を、第16回会合にて作成すること。
 - (b) 非恒久性(non-permanence)、追加性、リーケージ、不確実性、生物多様性や自然の生態系への影響など社会経済的・環境的影響の問題を考慮し、そして、決定-/CMP.1(土地利用、土地利用変化および林業)の前文の原則と上記項(a)に言及された委託事項を手引きとし、COP/MOP第1回会合に提出すべく、締約国会議第9回会合にてこれらの定義や方法についての決定を採択することを目的として、12条に基づく植林・再植林事業活動を第一約束期間に含めるための定義と方法を作成すること。
11. 上記10項(b)に言及された、12条に基づく植林・再植林事業活動を第一約束期間に含めるための定義および方法について締約国会議がその第9回会合で行う決定は、CDMのための方法および手順に関する本決定の附属書(Annex)を、必要な変更を加えた上で反映し、CDMのための植林・再植林事業活動の方法および手順に関する附属書(Annex)の形を取るべきことを決定する。
12. 認証排出削減量は、CDM事業活動の登録日以降に始まるクレジット期間に対してのみ発行されるべきことを決定する。
13. 2000年付けで開始され、本決定の採択に先立って開始される事業活動は、2005年12月31日より前に登録の提出が行われていれば、CDM事業活動としての確認および登録に対し適格とされるべきことをさらに決定する。登録されれば、このような事業活動のクレジット期間を登録日より前に開始してもよいが、2000年1月1日より前であってはならない。
14. 条約の能力育成と資金メカニズムに関する条約締約国の関連決定を考慮に入れ、

非附属書 I 締約国、中でも特に最低開発途上国・小島開発途上国が、CDM に参加できるように能力開発を行うことを支援する措置の実施を開始するよう、附属書 I 締約国に対し求める。

15. 以下のことを決定する：
 - (a) 気候変動の悪影響に対し特に脆弱な開発途上締約国が、京都議定書の 12 条 8 項に言及されているように、適応のコストを賄うことを支援する収益金分担は、CDM 事業活動に対し発行される認証排出削減量の 2% であるべきこと。
 - (b) 最低開発途上締約国における CDM 事業活動は、適応コスト支援のための収益金分担を免除されるべきこと。
16. CDM の管理費用を賄うための収益金分担のレベルは、理事会の提言を受けて、締約国会議によって決定されるべきことを決定する。
17. 補完的活動のための UNFCCC 信託基金への分担金により、CDM 運営の管理費用を賄うよう締約国に対し呼びかける。このような分担金は要請があれば、理事会の提言があり次第、締約国会議が定める手順と日程にしたがって、払い戻されるべきこと。締約国会議が管理費用のための収益金分担の割合を決定するまでは、理事会が事業関連の費用を賄うべく料金を徴収すべきこと。
18. 事務局に対し、本決定と後述の附属書 (Annex) の中で割り当てられた全ての任務を遂行するよう求める。
19. CDM に関してなされた進展を評価し、必要であれば適切な行動を取ることを決定する。本決定に対するいかなる改定も、既に登録された CDM 事業活動に影響を与えることはない。
20. COP/MOP に対し、その第 1 回会合で、以下の決定草案¹を採択するよう提言する。

第 8 回全体会合

2001 年 11 月 10 日

¹訳注：文中の波線は、「The Marrakesh Accords Advanced unedited version」（以下「未編集版」）と比較して、FCCC/CP/2001/13/Add.2（以下「本文書」）で追加、あるいは削除された主な部分。

決定草案-/CMP.1 (12 条)

京都議定書 12 条に定められた CDM のための方法および手順

COP/MOP は、

京都議定書 3 条および 12 条の規定を想起し、

12 条にしたがって、CDM の目的は条約非附属書 I 締約国が持続可能な開発を達成し、条約の究極的目標に貢献することを援助し、附属書 I 締約国が京都議定書 3 条における数量的排出制限および削減約束の遵守を達成するのを援助することであることを念頭に、

その決定-/CMP.1 (メカニズム)、-/CMP.1(6 条)、-/CMP.1 (17 条)、-/CMP.1 (土地利用、土地利用変化および林業)、-/CMP.1 (割当量計算方法)、-/CMP.1 (5 条 1 項)、-/CMP.1 (5 条 2 項)、-/CMP.1 (7 条)、-/CMP.1 (8 条)、決定 2/CP.6、決定 24/CP.7 を認識し、

京都議定書 12 条に定められている通り CDM の方法と手順に関する決定 17/CP.7 を認識し、

1. 決定 17/CP.7 と適切な場合には COP によるその他全ての関連決定に則して取られる全ての行動を確認し、それを最大に活かすことを決定する。
2. 後述の附属書 (Annex) に盛り込まれた CDM の方法と手順を採択する。
3. 決定 17/CP.7 の 6 項(c)にある小規模事業活動のための簡便化された方法・手順・定義を見直し、必要であれば COP/MOP に適切な提言するよう理事会に呼びかける。
4. CDM の方法と手順に関する今後のいかなる改定も、COP/MOP が採択された通りの手順規則にしたがって決定されるべきことをさらに決定する。第 1 回レビューは、必要であれば SBSTA による技術的助言を抛りどころに、理事会と SBI による提言に基づいて、第一約束期間末後 1 年以内に行われるべきこと。その後のレビューはそれ以降定期的に行われるべきこと。決定にいかなる変更が加えられようと、既に登録された CDM 事業活動に影響を与えることは無い。

附属書 (Annex)

CDM のための方法および手順

A. 定義

1. 本附属書 (Annex) 用に、1 条にある定義および 14 条にある規定を適用すること。
さらに：
 - (a) 「排出削減単位」すなわち「ERU」は、決定-/CMP.1 (割当量計算方法)の附属書 (Annex) の関連する規定に則って発行される単位であり、決定 2/CP.3 により定められる、あるいは 5 条にしたがい以降改訂される地球温暖化係数を用いて算定される二酸化炭素換算 1 メトリック・トンに相当する。
 - (b) 「認証排出削減量」すなわち「CER」は、12 条および同条文における要件、および 決定-/CMP.1 (12 条) の附属書 (Annex) の関連する規定に則って発行される単位であり、決定 2/CP.3 により定められる、あるいは 5 条にしたがい以降改訂される地球温暖化係数を用いて算定される二酸化炭素換算 1 メトリック・トンに相当する。
 - (c) 「割当量単位」すなわち「AAU」は、決定-/CMP.1 (割当量計算方法)の附属書 (Annex) の関連規定に則って発行される単位であり、決定 2/CP.3 により定められる、あるいは 5 条にしたがい以降改訂される地球温暖化係数を用いて算定される二酸化炭素換算 1 メトリック・トンに相当する。
 - (d) 「除去単位 (removal unit)」すなわち「RMU」は、決定-/CMP.1 (割当量計算方法)の附属書 (Annex) の関連規定に則って発行される単位であり、決定 2/CP.3 により定められる、あるいは 5 条にしたがい以降改訂される地球温暖化係数を用いて算定される二酸化炭素換算 1 メトリック・トンに相当する。
 - (e) 「利害関係者」とは、その事業によって影響される、あるいは影響を受けそうな、個人・グループ・共同体など一般人を意味する。

B. COP/MOP の役割

2. 京都議定書締約国会議として機能する締約国会議 (COP/MOP) は、CDM に対し権限を行使し、ガイダンスを与えるべきこと。
3. COP/MOP は以下について決定を行うことで、理事会に対しガイダンスを与えること：
 - (a) 理事会の手順規則について理事会が行う提言

- (b) 決定 17/CP.7 と本附属書 (Annex) にある規定、および COP/MOP の決定に則した、理事会による提言
 - (c) 12 条 5 項と後述の附属書 (Annex) A に盛り込まれた認定基準に則って理事会が認定した運営機関の任命
4. COP/MOP はさらに以下を行うこと。
- (a) 理事会の年次報告のレビューを行う。
 - (b) 指定運営機関の地域・準地域配分を見直し、開発途上締約国からのこのような機関への認定を促進すべく適切な決定を行う。
 - (c) 公平な分布に対するシステムティック (systematic) あるいはシステムミック (systemic) なバリアを見極めることを目的に、CDM 事業活動の地域・準地域配分を見直し、理事会報告などに基づいて適切な決定を行う。
 - (d) 必要であれば、CDM 事業活動の資金供与の手配を支援する。

C. 理事会

5. COP/MOP の権限と指導のもと、理事会は CDM を監督し、COP/MOP に対し十分に説明責任を有すること。このような枠組みの中で、理事会は以下を行うこと：
- (a) 適切な場合には、CDM のさらなる方法および手順について COP/MOP に提言を行う。
 - (b) 適切な場合には、本附属書 (Annex) に盛り込まれた理事会用の手順規則へのあらゆる修正ないし追加に対し、COP/MOP に提言を行う。
 - (c) COP/MOP の各会合に対し活動報告を行う。
 - (d) 後述の附属書 (Annex) C の規定にしたがい、ベースライン、モニタリング計画、事業による排出影響が及ぶ範囲などに関する新しい方法論を承認する。
 - (e) 小規模事業活動用の簡便化された方法・手順・定義についての規定を見直し、COP/MOP に対し提言を行う。
 - (f) 後述の附属書 (Annex) A に盛り込まれた認定基準に則って、運営機関の認定を行う責任を有し、12 条 5 項にしたがって運営機関の任命について COP/MOP に提言を行う。その責任は以下の通り：
 - (i) 認定の再認定・一時停止・差し戻しに関する決定
 - (ii) 認定手順および基準の運用可能化
 - (g) 適当な場合には、後述の附属書 (Annex) A にある認定基準を見直し、COP/MOP に検討を提言する。
 - (h) CDM 事業活動の公平な配分に対するシステムティックあるいはシステムミックなバリア (systematic or systemic barriers) を見極めることを目的として、その地域的・準地域的配分について COP/MOP に報告を行う。

- (i) 資金を必要とする CDM 事業活動案や、機会を求める投資家についての、本目的のために提出された関連情報を、CDM 事業活動の資金供与手配の一助とすべく、必要であれば公表する
 - (j) 委任された全ての技術報告書を公表し、文書を完成し検討のため COP/MOP に提言を出す前に、方法論とガイダンスの草案に対し一般のコメントを受け、最低 8 週間与える。
 - (k) 承認された規則・手順・方法・基準を作成、保管し、一般に公表する。
 - (l) 後述の附属書 (Annex) D に定められている通り、CDM 登録簿を作成し整備する。
 - (m) 登録済み事業設計文書、受け取ったコメント、検証報告書、決定、発行される全 CER についての情報を盛り込んだ、CDM 事業活動に関する一般公開用のデータベースを開発し維持する。
 - (n) 事業参加者および/ないし運営機関による CDM の方法および手順の遵守に関する問題を取り扱い、それらについて COP/MOP に報告する。
 - (o) 締約国・利害関係者・UNFCCC が認めるオバザーバーからの情報の検討を促進するための手順など、後述の 41 および 65 項²に言及されたレビューの実施手順を推敲し、次回会合で採択するよう COP/MOP に対し提言する。COP/MOP の採択までは、その手順が暫定的に適用されるべきこと。
 - (p) 決定 17/CP.7、現行の附属書 (Annex)、および COP/MOP の関連決定にある、理事会に帰せられたその他の役目を果たす。
6. 部外秘ないし機密と記された CDM 事業参加者からの情報は、国家法により求められる場合を除いて、情報提供者の書面による同意なくして公表されてはならない。後述の 43 項に定義されているような追加性を判断するため、ベースライン方法論およびその適用について述べるため、および 37 項 (c) に述べられている環境的影響評価を支援するために使用される情報は、部外秘ないし機密と考えられてはならない。
7. 理事会は、以下の通り京都議定書締約国からの 10 名のメンバーで構成されるべきこと。すなわち、締約国会議理事会における現在の慣行を考慮して、5 つの各国連地域グループから 1 名ずつと、附属書 I 締約国から他に 2 名、非附属書 I 締約国から他に 2 名と小島開発途上国代表 1 名。
8. 理事会メンバーおよび代替メンバーは、
- (a) 上記 7 項に言及されている関連の代表区から推挙され、COP/MOP により選出される。空席は同様の方法で補充されるべきこと。
 - (b) 2 年の任期で選出され、最長で連続 2 期まで努める資格を有する。代替メンバーとしての任期は数えない。最初に任期 3 年のメンバーが 5 名と代替メンバー 5 名、

² 訳注；未編集版では「39 から 63 項」。

- 任期 2 年のメンバーが 5 名と代替メンバーが 5 名選出される。以降、COP/MOP は毎年、任期 2 年の新メンバー 5 名と新代替メンバー 5 名を選出すること。後述の 11 項にしたがっての任命が 1 期として計算される。メンバーと代替メンバーは後任が選出されるまで在職し続けること。
- (c) 適切な技術的および／ないし政策的専門知識を有し、個人の能力において活動すべきこと。開発途上締約国および UNFCCC の慣行のもと適格とされるその他の締約国からのメンバーおよび代替メンバーの参加費用は、理事会の予算で賄われるべきこと。
- (d) 理事会の手順規則に拘束される。
- (e) 就任前に UNFCCC 事務局長³ないし権限を持つ自らの代理人を立会いとして、書面にて就任宣言を行う。
- (f) CDM 事業活動や任命された運営機関のいかなる側面においても特権ないし資金上の利害を持たない。
- (g) 理事会に対する自らの責任に従い、理事会の任務により知り得たいかなる機密情報・部外秘情報をも公開してはならない。機密情報を公開しないというメンバーおよび代替メンバーの義務は、そのメンバーおよび代替メンバーの義務の一つであり、理事会における当該メンバーの任務満了ないし終了後も義務であり続ける。
9. COP/MOP は上記 7・8 項のクライテリアに基づき、理事会の各メンバーに対し代替メンバーを選出する。選挙区がメンバー候補を指名したら、その後同じ選挙区から代替メンバー候補を指名すること。
10. 理事会は、利害衝突規定の違反、守秘規定違反、正当な理由なく理事会会合を 2 回連続欠席することなどの理由により、特定メンバーおよび代替メンバーのメンバーシップを差し止め、終了させるよう COP/MOP に提言することがある。
11. 理事会のメンバーないし代替メンバーが辞職したり、あるいは任期を全うできなかったり、役職任務を遂行できなかったりする場合は、理事会は、次回 COP/MOP 会合までの時間を鑑み、当該メンバーの残りの任期を努めるべく、同じ選挙区から当該メンバーにかわる別のメンバーないし代替メンバーを任命するよう決定することがある。
12. 理事会は、1 名は附属書 I 締約国から、もう 1 名は非附属書 I 締約国から、議長と副議長を選出すること。議長と副議長⁴のポジションは、附属書 I 締約国のメンバーと非附属書 I 締約国のメンバーとで毎年交替すること。
13. 理事会は後述 41 項の規定を念頭に、必要に応じて、しかし年 3 回以上会合を開くこと。理事会会合の全文書は、代替メンバーに公表されるべきこと。
14. 定足数となるためには、理事会のメンバーのうち、附属書 I 締約国の過半数と非

³ 訳注；未編集版では「国連事務総長」。

- 附属書 I 締約国の過半数から成る、3分の2以上が出席してはならない。
15. 理事会の決定は、可能な限り全員一致で採択されなくてはならない。全員一致に達するためのあらゆる努力が費やされたものの合意に達せられなかった場合、その会合に出席し投票したメンバーの4分の3の多数決により決定が採択されるべきこと。投票を棄権したメンバーは、投票していないものと見なされるべきこと。
 16. 理事会会合は、理事会が出席の禁止を決定した場合を除いて、全締約国と UNFCCC が認可する全オブザーバーと利害関係者による傍聴者としての出席を認めること。
 17. 理事会の全決定の全テキストは、公表されるべきこと。理事会の使用言語は英語とする。決定は国連の6つの公用語全てにおいて入手可能とされるべきこと。
 18. 理事会は、その任務遂行を支援するため、委員会・パネル・作業部会を設置することがある。理事会は、UNFCCC 専門家名簿などから、その任務遂行に必要な専門知識に頼るべきこと。この枠組みにおいて、理事会は地域バランスへの配慮を十分に考慮すること。
 19. 事務局は理事会に奉仕すべきこと。

D. 運営機関の認定および任命

20. 理事会は
 - (a) 後述の附属書 A に盛り込まれた認定基準を満たす運営機関を認定すること。
 - (b) COP/MOP に対し運営機関の任命を提言すること。
 - (c) 任命された全運営機関に関する一般公表リストを整備すること。
 - (d) 任命された各運営機関が後述の附属書 (Annex) A にある認定基準を遵守し続けているかどうかをレビューし、これをもとに3年ごとに各運営機関を再認定するかどうかを確認すること。
 - (e) いつでも抜き打ち検査を行い、その結果をもとに、正当な理由があれば、上記レビューを行うことを決定すること。
21. 理事会がレビューを行って、運営機関が COP/MOP の決定にある認定基準や適用規定をもはや満たしていないと判断した場合は、指定運営機関の任命を一時停止あるいは差し戻すよう、COP/MOP に提言することがある。理事会は、当該指定運営機関が発言の可能性を有するようになって初めて、任命の一時停止ないし差し戻しを提言してよい。一時停止ないし差し戻しは、理事会が一度提言を行うと、暫定ベースで、すぐに効力を発揮し、COP/MOP による最終決定まで効力を持続する。理事会が一度その一時停止ないし差し戻しを提言すると、影響を受ける機関は即時に、

⁴ 訳注：未編集版の「chair and vice-chair」が、本文書では「chairperson and vice-chairperson」に修正。

- かつ書面で通知を受ける。このような係争に関わる理事会の提言と COP/MOP の決定は、公表されるべきこと。
22. 当該機関が責任を有する関連の確認、検証、証明書において重大な不備が発見されなければ、その指定運営機関の任命の一時停止ないし差し戻しによって、登録済みの事業活動が影響を受けることは無い。この場合、理事会は、このような不備をレビューし、そして適切な場合にはこれを正すために別の指定運営機関を任命するかどうかを決定すること。このようなレビューによって過剰に CER が発行されたことが明らかになった場合は、認定を差し戻さないし一時停止された指定運営機関は、レビュー終了後 30 日以内に、理事会に決定された通り、過剰発行された CER に等しい二酸化炭素換算削減トン数を取得し、理事会が CDM 登録簿に保持している取り消し用口座に移転すべきこと。
23. 登録済みの事業活動に悪影響を与える指定運営機関の一時停止ないし差し戻しは、影響を受ける事業参加者が発言機会の可能性を得て初めて、理事会により提言されること。
24. 上記 22 項に言及されているレビューに関わるコストは、任命が差し戻さないし一時停止された指定運営機関が負担すべきこと。
25. 理事会は上記 18 項の規定にしたがい、上記 20 項にある役目を執行する際の支援を求めることがある。

E. 任命された運営機関

26. 任命された運営機関は理事会を通し、COP/MOP に対して説明責任を有し、決定-/CP.7 (12 条) と本附属書 (Annex) にある方法および手順、そして COP/MOP と理事会の関連の決定を遵守すべきこと。
27. 任命された運営機関は
- (a) 提案される CDM 事業活動を確認すること。
 - (b) 排出源からの温室効果ガス人為的排出削減量を検証し、認証すること。
 - (c) 下記補項(e)に言及された任務を果たす際、CDM 事業活動のホスト締約国における適用法を遵守すること。
 - (d) 指定運営機関とその下請け機関が、確認・検証・認証任務の遂行に選ばれた CDM 事業活動の参加者との間に、実質的あるいは潜在的な利害衝突の無いことを実証すること。
 - (e) 一つの CDM 事業活動に関して、確認、あるいは検証および認証の役目のうち一つを行うこと。しかし要請があれば、理事会は単一の指定運営機関に対し、単一の CDM 事業活動内でこれらの役目を全て果たすことを認めることがある。
 - (f) 確認・検証・認証を行った全 CDM 事業活動に関する、一般公表リストを整備す

ること。

- (g) 理事会に対し年次活動報告を提出すること。
- (h) 理事会が要請する通り、CDM 事業参加者から得られる情報を一般に公表すること。部外秘ないし機密と記された情報は、国家法により求められる場合を除いて、情報提供者の書面による同意無くして公表してはならない。後述の 43 項に定められている通り追加性を判断するため、ベースライン方法論とその適用について説明するため、そして後述の 37 項 (c) に記載されている環境的影響評価を支援するために使用される情報は、部外秘ないし機密とは見なされない。

F. 参加規定

- 28. CDM 事業活動への参加は自発的なものである。
- 29. CDM 参加締約国は、CDM のための国家当局を任命すること。
- 30. 非附属書 I 締約国は、京都議定書締約国であれば CDM 事業活動に参加してよい。
- 31. 後述 32 項の規定にしたがい、附属書 B に記載された約束を有する附属書 I 締約国は、以下の適格性規定を遵守していれば、3 条 1 項の約束の一部を遵守するために、関連の規定に則って発行される CER を使用する資格がある。
 - (a) 京都議定書締約国であること。
 - (b) 3 条 7・8 項に則る割当量が決定-/CMP.1 (割当量計算方法) にしたがって計算...(calculate) され、記録されていること⁵。
 - (c) 5 条 1 項とそれに基づいて決定されたガイドラインの要件にしたがって、モントリオール議定書が管理していないすべての温室効果ガスの排出源からの人為的排出量および吸収源からの人為的吸収量の推計に関して国家制度を有していること。
 - (d) 7 条 4 項とそれに基づいて決定されたガイドラインの要件にしたがって、国家登録簿を設置していること。
 - (e) 5 条 2 項および 7 条 1 項と、これに基づいて決定された、国家目録報告や共通報告様式などガイドラインの要件にしたがって、求められる直近の目録を毎年提出していること。第一約束期間については、メカニズム使用の適格性を判断するために必要な品質評価は、目録のうち京都議定書附属書 A の排出源/部門カテゴリーからの温室効果ガス排出に関わる部分と、吸収源に関する年次目録の提出に限るべきこと。
 - (f) 7 条 1 項およびそれに基づいて決定されたガイドラインの要件にしたがって割当量に関する補完的情報を提出し、7 条 4 項とそれに基づいて定められたガイドラインの要件にしたがって、3 条 3・4 項に基づく活動などに対し、3 条 7・8 項に則

⁵ 訳注：未編集版は「7 条 4 項の計算方法に基づく計算方法にしたがって割当量を設定」となっていた。

- り、割当量への追加および割当量からの差し引きを行うこと。
- 3 2. 附属書 B に記載される約束を有する附属書 I 締約国は、以下であると見なされるべきこと：
- (a) 遵守委員会の執行部門が、決定 24/CP.7（遵守）にしたがって、当該締約国がこれらの要件を満たしていないと判断するのでなければ、あるいはそれ以前に、遵守委員会の執行部門が京都議定書 8 条に基づく専門家レビュー・チームの報告書に述べられたこれらの要件に関する実施の疑義について手続きを行わないことを決定し、このことを事務局に伝えているのであれば、7 条 4 項に基づく割当量計算に適用される方法にしたがって、3 条 7・8 項に則った割当量の設定を促進し、排出量と割当量の計算能力を実証するための報告書を提出してから 16 カ月経過した後、上記 21 項に記載されている適格性要件を満たしている。
 - (b) 遵守委員会の執行部門が、当該締約国が適格性要件を一つ以上満たしていないと決定し、当該締約国の適格性を一時停止して、その情報を事務局に伝えているのでなければ、そしてそうするまで、上記 21 項に記載された適格性要件を満たし続けている。
- 3 3. 民間および／ないし公的機関に 12 条事業活動への参加を認めている締約国は、京都議定書における同締約国の義務の達成に引き続き責任を有すべきであり、そのような参加が本附属書に即したものであることを保証すべきこと。民間および／ないし公的機関は、認可する締約国がその時点において適格である場合にのみ、CER を移転および取得してよい。
- 3 4. 事務局は以下についての一般公表リストを整備すること。
- (a) 京都議定書締約国である非附属書 I 締約国
 - (b) 31 項の要件を満たしていない、あるいは一時停止を受けている附属書 I 締約国

G. 確認および登録

- 3 5. 確認は、後述の附属書（Annex）B に概説されている通り、事業設計文書をもとに、決定 17/CP.7 に示された CDM 規定、本附属書（Annex）および COP/MOP の関連する決定に照らして、任命された運営機関が事業活動を独立的に評価するプロセスである。
- 3 6. 登録とは、理事会が確認された事業を CDM 事業活動として正式に認めることである。登録は、当該事業活動関連の検証・認証・CER 発行における必要条件である。
- 3 7. 事業活動を確認するために事業参加者によって選ばれた指定運営機関——彼らと契約を結んでいる——は、以下の要件が満たされていることを確認すべく、事業設計文書とあらゆる裏付け資料をレビューすること。
- (a) 上記 28 から 30 項に示される参加要件が満たされていること。

- (b) 現地の利害関係者によるコメントが呼びかけられ、受け取ったコメントのサマリーが提出され、コメントに対して正当な考慮がいかになされているかについて任命された運営機関への報告が受領されていること。
 - (c) 事業参加者が、国境を越えた影響などその事業活動に対する環境影響分析に関する書類を任命された運営機関に提出しており、事業参加者やホスト締約国がその影響を甚大であると考えた場合は、ホスト締約国に要請された通りの手順に従って環境影響評価が行われていること。
 - (d) 当該事業活動は、後述の 43 から 52 項に則り、提案される事業活動が無かった場合に起こり得たことに対して追加的な温室効果ガス排出源からの人為的排出量削減となることが期待される。
 - (e) ベースラインとモニタリングについての方法論は以下に関わる要件を遵守していること：
 - (i) 理事会により以前承認された方法論、あるいは
 - (ii) 下記 38 項に示される通り、新しい方法論を確立するための方法および手順
 - (f) モニタリング・検証・報告の規定は、決定 17/CP.7、現行の附属書（Annex）および関連する COP/MOP の決定に従う。
 - (g) 事業活動は、決定 17/CP.7 および現行の附属書（Annex）、COP/MOP と理事会による関連の決定における CDM 事業活動に関するその他全ての要件に従うこと。
38. 任命された運営機関が、当該事業活動が上記 37 項(e) (ii)に言及される新ベースラインないし方法論を使用しようとしていると判断する場合、同機関は当該事業活動登録の提出に先だって、方法論案と、事業の説明および事業参加者の特定を含めた事業設計文書案を、レビューに供すべく理事会に提出すること。理事会は早急に、——できれば次回会合で、しかし 4 ヶ月以内に——本附属書（Annex）の方法および手順にしたがって、提案された新方法論をレビューすべきこと。理事会が一度採択を行ったなら、理事会は承認された方法論を関連のガイダンスと共に一般公表すべきこととし、また任命された運営機関は事業活動の確認を進め、登録のため事業設計文書を提出してよい。COP/MOP が承認された方法論の改定を求める場合は、いかなる CDM 事業活動もその方法論を使用してはならない。事業参加者は、適切な場合には、与えられたガイダンスを考慮に入れ、方法論を改定すべきこと。
39. 方法論の改訂は、上記 38 項に示されている通り、新方法論確立の方法と手順にしたがって行われるべきこと。承認された方法論に対するいかなる改訂も、改訂日後に登録される事業活動にのみ適用され、クレジット期間中にある既存の登録済み事業活動に影響を与えることはない。
40. 任命された運営機関は
- (a) 理事会への確認報告書の提出に先立ち、当該事業活動がホスト締約国の持続可能

- な開発の達成に役立つことと同締約国による確認書など、各関係締約国の指定国家当局からの書面による自発的参加許可を事業参加者から受け取っていること。
- (b) 上記 27 補項(h)に盛り込まれた守秘規定にしたがい、事業設計文書を公表すること。
 - (c) 締約国・利害関係者・UNFCCC 認定の非政府組織から確認要件について 30 日以内にコメントを受け取り、それを公表すること。
 - (d) コメント受領締切後、提供された情報をもとに、また受け取ったコメントを考慮して、当該事業活動を有効とすべきかどうかについて決定を行うこと。
 - (e) 事業参加者に対し、事業活動の確認に関する決定を伝えること。事業参加者への通知には以下が含まれる。
 - (i) 確認の証明および理事会への確認報告書提出日
 - (ii) 文書化された当該事業活動が確認に必要な要件を満たしていないと判断された場合は、不受理の理由説明。
 - (f) 提案された事業活動が有効であると決定した場合は、その事業設計文書、上記補項 40(a)に言及されたホスト締約国の書面による許可、受け取ったコメントに対していかに正当な考慮が行われたかの説明を含む確認報告書の形式で、登録要請を理事会に提出すること。
 - (g) 理事会に提出したら、その確認報告書を公表すること。
- 4 1. 理事会による登録は、当該事業活動参加締約国ないし、理事会メンバーのうち 3 名以上が当該 CDM 事業活動案のレビューを求めなければ、理事会が登録要請を受け取った日から 8 週間後に終了すると見なされる。理事会によるレビューは、以下の規定にしたがって行われるべきこと。
- (a) 確認要件に関わる問題に関係していること。
 - (b) レビュー要請後 2 回目の会合までに、事業参加者と一般の人々に結果と理由を伝えて、完了すること。
- 4 2. 承認されない事業活動案は、それが手順に従っており、一般のコメントに関するものなど確認と登録の要件を満たしているのであれば、適切な改訂を行った後、確認およびそれに引き続いての登録のために再検討されることがある。
- 4 3. 登録された CDM 事業活動が無かった場合に起こり得たものよりも排出源からの温室効果ガス人為的排出量が削減されれば、CDM 事業活動は追加的である。
- 4 4. CDM 事業活動のベースラインとは、提案される事業活動が無かった場合に起こり得る温室効果ガスの排出源による人為的排出を合理的に示したシナリオである。ベースラインは、附属書 (Annex) A に列挙されている事業による排出影響が及ぶ範囲内の全てのガス、セクター、排出源カテゴリーからの排出量を網羅すべきこと。ベースラインは、上記 37,38 項に言及されているベースライン方法論を使って出された場合には、提案される事業活動が無い場合に起こり得る排出源による人為的排

出量を合理的に示すものであると考えられるべきである。

45. ベースラインは以下のように設定されるべきこと。
- (a) 決定 17/CP.7 (12 条)、現行の附属書 (Annex)、および COP/MOP の関連する決定に含まれる、承認された新方法論使用に関する規定に則り、事業参加者によって；
 - (b) 手法・仮定・方法論・パラメーター・データソース・重要要因・追加性の選定に関して透明性のある保守的な方法で、また不確実性を考慮に入れ；
 - (c) 事業別のベースで；
 - (d) 決定 17/CP.7 (12 条) および COP/MOP の関連決定で規定されたクライテリアを満たす小規模 CDM 事業活動については、そのような活動のために作成された簡便化された手順に則って；
 - (e) 部門改革の取り組み、現地における燃料入手可能性、電力部門拡大計画、事業部門の経済状況など、関連の国家および／ないし部門ごとの政策や状況を考慮して。
46. ベースラインには、排出源による将来の人為的排出量がホスト締約国に固有の状況により現在のレベルよりも高くなると予想されるようなシナリオが含まれることがある。
47. ベースラインは、事業活動外の活動レベル低下や不可抗力による活動レベル低下によって CER が得られることのないような方法で定められるべきである。
48. 事業活動のベースライン方法論を選ぶ際、事業参加者は、理事会によるあらゆるガイダンスを考慮し、以下のアプローチの中から当該事業活動にとって最適と思われるものを選び、その選択の適切さの正当性を示すこと。
- (a) 適用可能であれば、既存の実質的あるいは過去の排出量、あるいは
 - (b) 投資に対するバリアを考慮して、経済的に魅力的なやり方となる技術による排出量
 - (c) 似たような社会的・経済的・環境的・技術的状況において過去 5 年間に行われた、そしてその実績がそのカテゴリー中上位 20%に入る同様の事業活動による平均的排出量。
49. 事業参加者は、提案される事業活動のものとして以下の選択肢の中からクレジット期間を一つ選択すべきこと。
- (a) 最長 7 年間で最大 2 回まで更新可能。各更新時において、当初の事業ベースラインが依然有効である、ないし適用可能な場合は新しいデータを考慮に入れて更新されているということを、任命された運営機関が判定し、理事会に通知することを条件とする。
 - (b) 最大 10 年間で更新のオプションは無し。
50. 排出源による人為的排出量削減は、それぞれ後述の 59、62(f)項にあるモニタリング規定と検証規定にしたがって、リーケージ調整されるべきこと。
51. リーケージとは、事業の域外で発生する排出源による人為的温室効果ガス排出量

の正味変化であり、計測可能かつ CDM 事業活動に起因するものであると定義される。

- 5 2. 事業領域には、事業参加者の管理下における、大規模で CDM 事業活動に起因すると考えられる、温室効果ガスの排出源による全人為的排出量が含まれるべきこと。

H.モニタリング

- 5 3. 事業参加者は、事業設計文書の一部として、以下を記載するモニタリング計画を含めること。

- (a) クレジット期間中に事業による排出影響が及ぶ範囲内で発生する排出源による温室効果ガス的人為的排出量を推計ないし計測するのに必要なあらゆる関連データの収集および保管。
- (b) クレジット期間中に事業による排出影響が及ぶ範囲内で発生する排出源による温室効果ガス的人為的排出量のベースライン決定に必要なあらゆる関連データの収集および保管。
- (c) 大規模でクレジット期間中の事業活動に起因すると考えられる事業による排出影響が及ぶ範囲外での排出源による温室効果ガス的人為的排出量増加に関するあらゆる潜在的原因の同定、およびそれらに関するデータの収集と保管。
- (d) 上記 37 項(c)の規定に関連する情報の収集と保管。
- (e) モニタリング・プロセスに関する品質保証および品質管理手順。
- (f) 提案される CDM 事業活動による排出源からの人為的排出削減量を定期的に計算する手順、およびリーケージ効果に関する手順。
- (g) 上記 53 項(c)および(f)に述べられている計算に含まれる全ステップの文書化。

- 5 4. 提案される事業活動のモニタリング計画は、上記の 37,38 項にしたがって、以下の通り、前もって承認されたモニタリング方法ないし新規の方法をベースとすべきこと。

- (a) 提案される事業活動の状況にとって適切な場合には、任命された運営機関によって決定され、他の場所での適用が成功しているもの。
- (b) その事業活動タイプにとって適切である良好なモニタリング慣行を反映していること。

- 5 5. 決定 17/CP.7 および COP/MOP による関連決定で規定されたクライテリアを満たす小規模 CDM 事業活動については、事業参加者は小規模事業用の簡便法および手順を使用してよい。

- 5 6. 事業参加者は、登録済みの事業設計文書に盛りこまれたモニタリング計画を実施すべきこと。

- 5 7. 情報の正確さおよび／ないし完全度を高めるためモニタリング計画を改定する場

- 合、もしそれを行うとすれば、事業参加者により理由付けがなされ、確認のため任命された運営機関へ提出されるべきこと。
58. 登録されたモニタリング計画とその改訂版を実施することは、それが適用可能な場合は、CER の検証・認証・発行の条件となるべきこと。
59. 人為的排出削減量をモニタリングし報告した後、登録された方法論を用いて、ベースライン排出量から排出源による実際の人為的排出量を差し引き、リーケージ調整を行って、一定期間中の CDM 事業活動による CER を計算すべきこと。
60. 事業参加者は検証作業を実行するために事業参加者と契約した指定運営機関に対し、検証と認証のため、上記 53 項に示された登録済みモニタリング計画にしたがってモニタリング報告書を提出すべきこと。

I.検証および認証

61. 検証とは、定期的な独立的レビューであり、検証期間中の登録された CDM 事業活動の結果として発生した、排出源からのモニターされた温室効果ガス人為的排出削減量を、任命された運営機関が事後的に判断することである。認証とは、一定期間中に、事業活動が排出源からの温室効果ガス人為的排出削減を検証の通りに達成したということを示す、指定運営機関による書面の保証である。
62. 上記 27 項(h)にある守秘規定にしたがって、検証作業を行うべく事業参加者と契約した指定運営機関は、モニタリング報告を公表し、以下を行うべきこと。
- (a) 提出された事業文書が登録済み事業設計文書と決定 17/CP.7 の関連する規定、現行の附属書 (Annex) および関連する COP/MOP の決定にある要件に則っているかを判断すること。
 - (b) 実績記録のレビュー、事業参加者および現地の利害関係者との面談、計測値の収集、既存の慣行の観察、モニタリング装置の正確性検査など、適当な場合には実地調査を行うこと。
 - (c) 適切な場合には、別の情報源からの他のデータも使用すること。
 - (d) モニタリング結果をレビューし、排出源による人為的排出削減量推計のモニタリング方法が正しく適用されており、その文書化が完全に透明性の高いものであることを検証すること。
 - (e) 必要であれば、将来のクレジット期間に対するモニタリング方法に適切な変更を加えるよう、事業参加者に提言すること。
 - (f) 登録済み事業設計文書およびモニタリング計画に盛り込まれた手順に則した計算手順を用いて、上記(a)に基づき発生した、および適当な場合には、上記(b)および／ないし上記(c)のもとで得られるデータや情報に基づき、当該 CDM 事業活動が無ければ起こり得なかった、排出源による温室効果ガス人為的排出削減量を測定

- すること。
- (g) 実際の事業活動およびその運営と登録済み事業設計文書との一貫性に関するあらゆる問題を同定し、事業参加者に伝えること。事業参加者はその問題に対処し、新たな関連情報を提供すべきこと。
 - (h) 事業参加者、関係締約国、理事会に検証報告書を提供すること。同報告書は公表されるべきこと。
63. 検証報告書に基づき、任命された運営機関は、当該 CDM 事業活動が無ければ起こり得なかった排出源による温室効果ガスの人為的排出削減量を、同事業活動が一定期間中に検証の通り達成したということを書面にて認証すること。同運営機関は、事業参加者、関係締約国、理事会に対し、認証プロセスの終了後直ちに、書面にて認証決定を報告し、認証報告書を公表すべきこと。

J. 認証排出削減量の発行

64. 認証報告書には、検証された排出源による温室効果ガスの人為的排出削減量に等しい CER を発行する理事会への依頼が含まれる。
65. 事業活動参加締約国、あるいは理事会メンバーのうち 3 人以上が CDM 事業活動案のレビューを要請しなければ、発行依頼受領日から 15 日後に発行が終了すると見なされるべきこと。このようなレビューは、任命された運営機関の詐欺・不法行為・無能力という問題に限定され、以下の通り行われなくてはならない。
- (a) このようなレビューの要請を受けたら、次回会合において理事会は取るべき行動について決定すること。その要請が正当であると決定した場合は、理事会はレビューを行い、提案されている CER の発行を承認すべきかどうかを決定すること。
 - (b) 理事会は、レビューを行う決定後 30 日以内にレビューを終了すること。
 - (c) 理事会は、事業参加者に対しレビューの結果を報告し、提案されている CER 発行の承認についての決定とその理由について公表すること。
66. CDM 事業活動に対して CER を発行するよう理事会から指導を受けたら、理事会の権限下で活動している CDM 登録管理者は、後述の附属書 (Annex) D に従い、CDM 登録簿にある理事会の保留口座に対し特定量の CER を早急に発行すること。このような発行があったら、CDM 登録管理者は早急に以下を行うこと。
- (a) 管理費用を賄い、適応コストを賄う一助とするための収益金分担分に相当する量の CER をそれぞれ、12 条 8 項にしたがい、CDM 登録簿における収益金分担管理用の適切な口座に転送 (forward) する。
 - (b) 締約国と関係事業参加者の登録口座に、その要請にしたがって残りの CER を転送 (forward) する。

付録書 (Appendix) A

運営機関認可基準

1. 運営機関は

- (a) 法的機関（国内法的機関でも国際機関でもよい）であり、そのステータスに関する書類を提出すること。
- (b) 責任者のもとで、実施作業のタイプ・規模・量に関して確認・検証・認証の務めを行うのに必要な能力を有する十分な数の人員を雇っていること。
- (c) 資金的に安定しており、活動に必要な保険カバーと資金を有していること。
- (d) その活動により生じる法的・資金的信用性をカバーする十分な手配があること。
- (e) 特に組織内での役割配分のための手順や、苦情処理手順など、その役割を果たすための文書化された組織内手順書を有していること。このような手順書は公表されるべきこと。
- (f) CDMの方法および手順、そしてCOP/MOPによる関連の決定に規定されている役目を果たすのに必要な専門知識、特に以下に関する知識と理解を有している、あるいはその入手経路を有していること。
 - (i) CDM運営に関する方法・手順・ガイドライン、COP/MOPと理事会の関連決定
 - (ii) 適切な場合には、CDM事業活動の確認・検証・認証に関わる、特に環境的問題
 - (iii) ベースライン設定や排出量のモニタリングにおける専門知識など、環境問題に関わるCDM事業活動の技術的側面
 - (iv) 関連の環境監査に関する要件と方法論
 - (v) 排出源による人為的排出量計算の方法論
 - (vi) 地域的・部門的な側面
- (g) 品質保証手順や確認・検証・認証に関わる全ての関連決定など、機関の役割における実績と実施において全般的な責任を持つ管理機構を有すること。運営機関候補者は以下を公表すること。
 - (i) 経営者・役員・管理職・その他関連の人員など、上級管理職の氏名・資格・経験・契約条件
 - (ii) 経営者を始点とした権限・責任・役割分担の流れを示す機構図
 - (iii) 品質保証の方針と手順
 - (iv) 文書管理など管理手順
 - (v) 運営機関従業員の採用および訓練のため、確認・検証・認証に関わる

必要な全ての任務を果たす彼らの能力保証のため、彼らの実績をモニタリングするための組織の方針と手順

- (vi) 苦情・抗議・紛争処理の手順
 - (h) 背任行為・詐欺および／ないし指定運営機関としての役割に沿わないその他の行為に対する係争中の裁判が無いこと。
2. 運営機関候補は以下にある運営上の要件を満たしていること。
- (a) 信頼性のある、独立した、差別的でない、透明性の高いやり方で作業を行い、適用可能な国内法を遵守し、特に以下の要件を満たしていること。
 - (i) 運営機関候補は、その運営の公正さを保証する規定など、公正さを確保する機構図を有していること。
 - (ii) その機関が大きな組織の一部であり、その組織の一部が CDM 事業活動の同定・開発・資金供与に関与している、あるいは関与する可能性がある場合は、運営機関候補は以下のことを行うこと：
 - － 当該組織の実質および計画されている CDM 活動への関与の全てについて言明し、組織のうちどの部分がどの CDM 事業活動に関与するのか——そのようなことがあるならば——を示すこと。
 - － 組織の他部署との連携について明確に述べ、利害の衝突が無いことを実証すること。
 - － 運営機関としてのその機能と、それが持ちうるその他の機能との間に利害衝突は無いということを実証し、公正さに対して同定されているあらゆるリスクの低減化のため事業がいかに管理されているかを実証すること。このような実証では、運営機関候補内で生じるものであろうと関連機関の活動から生じるものであろうと、利害衝突のあらゆる根源を全て網羅していなくてはならない。
 - － 運営機関がその経営者およびスタッフともに、その判断に影響を与えたり、活動に関する判断の独立性や健全性における信用を危うくしうるいかなる商業上・資金上・その他のプロセスにも関与していないということと、この点について適用されるいかなる規則をも遵守しているということを実証すること。
 - (b) 現行の附属書（Annex）にある規定にしたがって、CDM 事業参加者から得た情報の守秘性を保護する適切な手配を有していること。

付録書（Appendix）B

事業設計文書

1. 本付録書（Appendix）の規定は CDM の方法および手順に関する附属書（Annex）に則ったものであると解釈されるべきこと。
2. 本付録書（Appendix）の目的は、事業設計文書の中で求められる情報を概説することである。事業活動は、CDM の方法および手順に関する附属書（Annex）の規定、特に確認と登録に関するセクションGとモニタリングに関するセクションHを考慮して、以下を含む事業設計文書において詳細に記されるべきこと。
 - (a) 事業についての説明。事業の目的、技術がどのように移転されるか——そのようなものがあれば——など事業の技術的説明、事業による排出影響が及ぶ範囲についての説明と理由付けから成る。
 - (b) CDM のための方法および手順に関する附属書（Annex）に則って提案されるベースライン方法論：
 - (i) 承認された方法論の適用
 - － 承認されたどの方法論が選ばれたのかという記述
 - － 当該事業の枠組みにおいて、その承認された方法論がどのように適用されるのかという記述
 - (ii) 新しい方法論の適用
 - － ベースライン方法論と選択の根拠についての記載。方法論の長所・短所の評価を含む。
 - － ベースライン推計に使用された重要パラメーター、データソース、仮定と、不確実性評価に関する記述
 - － ベースライン排出量予想
 - － 当該ベースライン方法論が潜在的なリーケージにどう対処しているかの説明
 - (iii) 国家および／ないし部門の政策や状況がどのように考慮に入れられているかの記述や、ベースラインがいかに透明かつ保守的な方法で設定されているかの説明など、その他の検討事項
 - (c) 当該事業の推定運営年数と、どのクレジット期間が選ばれたのかという記述
 - (d) 登録された CDM 事業活動がなかった場合におこりえたもの以下に、どのようにして排出源からの人為的温室効果ガス排出量を削減するかという記述
 - (e) 環境的影響
 - (i) 国境を越える影響など、環境的影響の分析に関する文書
 - (ii) 事業参加者ないしホスト締約国が影響を甚大であると考えられる場合は、ホスト締約国が求める通りの手順に則って行われた環境影響評価に関する裏付け文書の結論とその参照先全て。
 - (f) 附属書 I 締約国による事業活動への公的資金供与源に関する情報。そのような資金供与が政府開発援助の流用となってはならず、それらの締約国の資金的義務と

- は分離され、それに組み込まれてはいないということの確約となるべきもの。
- (g) 利害関係者によるコメント。そのプロセスについての簡単な説明、受け取ったコメントのサマリー、受け取ったコメントについていかに正当な考慮が行われたかについての報告書など。
- (h) モニタリング計画：
- (i) 正確性・比較可能性・完全性・有効性に関するデータの必要性とデータの品質の見極め
 - (ii) モニタリング・収集・報告に関する品質保証および品質管理規定など、データ収集とモニタリングに使われる方法論
 - (iii) 新しいモニタリング方法論の場合は、その方法論の長所・短所についての評価や、それが他の場所でうまく適用されているかどうかなど、当該方法論についての説明を提供すること。
- (i) 計算：
- (i) 事業による排出影響が及ぶ範囲内における、当該 CDM 事業活動による排出源からの温室効果ガス人為的排出量の計算と推計に使用される式の説明。
 - (ii) 以下のように定義されるリーケージを計算し予測するために使用される式の説明：リーケージとは、CDM 事業活動域外で発生し、計測可能で当該 CDM 事業活動に起因する排出源による温室効果ガス人為的排出量の正味変化である。
 - (iii) 当該 CDM 事業活動による排出量を示す上記(i)と(ii)の合計。
 - (iv) ベースラインの排出源による温室効果ガス人為的排出量を計算し予測するのに使用する式の説明。
 - (v) リーケージを計算し予測するのに使用する式の説明⁶
 - (vi) ベースライン排出量を示す上記(iv)と(v)の合計
 - (vii) 当該 CDM 事業活動による排出削減量を示す上記(vi)と(iii)の差。
- (j) もしあれば、上記を裏付ける参照先。

付録書 (Appendix) C

ベースラインおよびモニタリング方法に関するガイドラインを設定するための条件

理事会は、専門家を頼りに、CDM のための方法および手順にしたがって以下を作成し、

⁶ 訳注；未編集版の「ベースライン」の表記が削除。

COP/MOP に提言すべきこと :

(a) これらの方法および手順にある原則に沿った、ベースラインとモニタリングについての方法論に関する以下を目的とした一般的ガイダンス :

(i) 決定 17/CP.7、上記附属書 (Annex) および COP/MOP による関連する決定に盛り込まれているベースラインおよびモニタリングの方法論に関する規定を推敲するため。

(ii) 一貫性・透明性・予想可能性を高めるため。

(iii) 正味の人為的排出削減量が実質的で計測可能なものであり、事業による排出影響が及ぶ範囲内でおこったことを正確に反映するものであると保証する厳格さを与えるため。

(iv) 様々な地理的エリアや、決定 17/CP.7 および COP/MOP の関連の決定にしたがって適格とされる事業カテゴリーに対しての適用可能性を保証するため。

(v) 12 条 5 項(c)と上記附属書 (Annex) 43 項の追加性要件に対処するため。

(b) 以下の分野における具体的なガイダンス :

(i) ベースライン設定および/ないしモニタリングにおいて共通の方法論的特性を示す事業カテゴリー (セクター、サブセクター、事業タイプ、技術、地理的エリアなどに基づく) の定義。データの入手可能性を考慮した地理的合計 (geographic aggregation) のレベルに関するガイダンスを含む。

(ii) 事業活動が無かった場合に起こり得たことを合理的に示していると考えられるベースライン方法論

(iii) 一貫性およびコスト効果が必要であるということを考慮に入れて、当該事業活動の結果としての実質的な人為的排出削減量の正確な計測値を出せるモニタリング方法

(iv) 関連の状況を考慮して最適な方法が確実に選択されるよう、適当な場合には、選択の手引としてのデシジョン・ツリーやその他の方法論的ツール

(v) 可能かつ適当な場合には、事業活動が無かった場合に起こり得たことの合理的な推計が可能となるような方法論に関する適当なレベルの標準化。標準化は、人為的排出の削減量の過大推計を避けるべく控えめでなくてはならない。

(vi) ベースラインおよびモニタリングの一部として含まれるべき全温室効果ガスの計算など事業による排出影響が及ぶ範囲の同定。リーケージの影響と、適切な事業による排出影響が及ぶ範囲設定の提言、リーケージ・レベルの事後評価方法。

(vii) 部門改革のイニシアチブ、現地における燃料入手可能性、電力部門拡大計画、事業活動に関連する部門内の経済的状況など、適用可能な国家政策および国家ないし地域固有の状況への斟酌。

(viii) 当該部門で使用される技術/燃料とその他の技術/燃料との比較をベー

- スラインがどのようになっているかなど、ベースラインの寛容さ。
- (c) 上記(a)および(b)にあるガイダンスを作成するにあたって、理事会は以下を考慮すべきこと：
- (i) ホスト国ないし適切な地域における現行の事例および観察される傾向
 - (ii) 活動ないし事業カテゴリーにおける最も低コストな技術

付録書 (Appendix) D

CDM 登録簿要件

1. 理事会は、非附属書 I 締約国による CER の発行・保持・移転・取得を正確に計算することを保証すべく、CDM 登録簿を設置し整備すべきこと。理事会はその権限下において登録簿を整備する登録簿管理者を特定すべきこと。
2. CDM 登録簿は、CER の発行・保持・移転・取得関連の共通データを持つ標準化された電子データベースの形を取ること。CDM 登録簿の構造とデータ形式は、国家登録簿・CDM 登録簿・独立した取引ログ間で正確かつ透明性が高く効率的なデータ交換が行われるよう保証するために、COP/MOP で採択される技術基準に合わせること。
3. CDM 登録簿は以下の口座を有すべきこと：
 - (a) 理事会用に保留口座を一つ。他の口座に移転される前に CER がこの口座に発行される。
 - (b) CDM 事業活動を主宰ないし口座を希望する各非附属書 I 締約国に対し、最低一口の保有口座。
 - (c) 指定運営機関の認定が差し戻ししないし一時停止された場合に、理事会が決定した通り、過剰発行された CER に相当する ERU、CER、AAU、RMU を取り消すための口座を最低一口。
 - (d) 管理費用をカバーし、12 条 8 項にしたがって適応コストを賄う一助とするための収益金分担分に相当する CER の保持・移転用に最低一口座。このような口座はそれ以外で CER⁷ を取得しない可能性がある。
4. 各 CER は一定時において一登録簿の一口座においてのみ保有されるべきこと。
5. CDM 登録簿の各口座は、以下の要素から成る固有の口座番号を有すること。
 - (a) 締約国／機関識別子：口座を保管されている締約国は、国際標準化機構(ISO 3166)が定める 2 文字の国コードを使用する。あるいは、保留口座や収益金分担分相当の CER を管理する口座の場合には、理事会ないしその他適切な組織；

⁷ 訳注；未編集版の「ERUs、AAUs、RMUs」の表記が削除。

- (b) 固有ナンバー：締約国ないし口座が保管されている組織用に、その口座に対する固有ナンバー
6. CDM 事業活動に対し CER を発行するよう理事会から指示されたら、決定-/CMP.1 (割当量計算方法) に示される取引手順に従い、登録簿管理者は以下を行うこと：
- (a) 理事会の保留口座に対し、特定量の CER を発行する。
- (b) 管理費用をカバーするためと、12 条 8 項にしたがって適応コストを賄う一助とするための収益金分担分に相当する量の CER を、CDM 登録簿内におけるこのような CER の保持・移転用の適切な口座に転送 (forward) する。
- (c) 残りの CER を (訳注；事業参加者と関係締約国の) 要求に従って⁸、事業参加者と関係締約国の登録簿口座に転送 (forward) する。
7. 各 CER は、以下の要素から成る固有のシリアル・ナンバーを有すること。
- (a) 約束期間：当該 CER が発行される約束期間
- (b) 発生元締約国：CDM 事業活動を主宰した締約国であり、ISO 3166 で定められた 2 文字の国コードを使用すること。
- (c) タイプ：CER としての単位を特定する。
- (d) ユニット：特定された約束期間と発生元締約国ごとの CER 固有ナンバー
- (e) 事業識別子：発生元締約国の CDM 事業活動に固有のナンバー
8. 任命された運営機関の認定が差し戻されたり一時停止されたりした場合、過剰発行された CER に相当する ERU, CER, AAU および／ないし RMU は、理事会が定めた通り、CDM 登録簿の取消口座に移転されるべきこと。このような ERU, CER, AAU, RMU は、締約国による 3 条 1 項の約束の遵守を証明するためにそれ以上移転されたり使用されたりしない可能性がある。
9. CDM 登録簿は、公開情報を公表し、興味のある人が検索し閲覧できるようインターネットによる一般人のアクセスが可能なユーザー・インターフェースを提供すべきこと。
10. 上記 9 項に言及された情報には、CDM 登録簿の各口座番号に、以下に関する最新情報が含まれるべきこと：
- (a) 口座名：口座保有者
- (b) 代表者識別子：口座保有者の代表。締約国／組織の識別子 (ISO 3166 で定められた 2 文字の国コード) と、当該締約国ないし組織の代表者に固有のナンバーを用いる。
- (c) 代表者名と連絡先情報：口座保有者代表のフルネーム、郵便用住所、電話番号、ファックス番号、E メール・アドレス
11. 上記 9 項に言及されている情報には、CER が発行された各事業識別子につき、以

⁸ 訳注；未編集版の「as specified by their distribution agreement」が「in accordance with their request」に修正。しかし、

下の CDM 事業活動情報が含まれているべきこと。

- (a) 事業名：当該 CDM 事業活動に固有な名前
- (b) 事業地：当該 CDM 事業活動が立地された締約国および町や地域
- (c) CER 発行年：当該 CDM 事業活動の結果として CER が発行された年
- (d) 運営機関：当該 CDM 事業活動の確認・検証・認証に関与した運営機関
- (e) 報告書：現行の附属書（Annex）の規定にしたがい公表できるような、ダウンロード可能な電子文書

12. 上記9項に言及されている情報には、各暦年（グリニッジ標準時刻にしたがい定められる）ごとに、シリアル・ナンバーによる CDM 登録簿に関わる以下の保有・取引情報が含まれるべきこと。

- (a) 年初の各口座内総 CER 量
- (b) 発行された CER の総量⁹
- (c) 移転された CER の総量および、取得口座と登録簿の特定
- (d) 上記8項に従い取り消された、ERU、CER、AAU、RMU の総量⁹
- (e) 各口座内に現在保有されている CER

ANNEX の 66 項では未編集版も本文書と同じ表記。

⁹ 訳注；12 項本文に「シリアル・ナンバー」の表記が追加されたため、未編集版の「シリアル・ナンバー」の表記が削除。